

# 第3回岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業 最低賃金専門部会議事要旨

岩手労働局

令和7年11月11日午前9時25分～午後1時10分

主な審議事項 公開・非公開

- 1 金額審議
- 2 その他

出席状況	公益	3 / 3
	労側	3 / 3
	使側	3 / 3

## 審議要旨

- 1 金額審議

### 【審議経過】

労働者代表委員からは、特定（産業別）最低賃金の優位性を担保し、人材確保と最低賃金でも安心して働く職場にしたい、急激な賃金引き上げは経営に影響があるのは理解するが、人材確保が出来なければもっと大変であり、スキルを持った人材を手放さない努力も経営維持に必要であるなどの主張がなされた。

使用者代表委員からは、岩手県内の経済情勢は地域別最低賃金答申以降悪化しており、中小企業・小規模事業所に配慮すると引上げは限度があること、引上げには準備期間が必要であるから発効日は令和8年2月1日以降としたいなどの主張がなされた。

労使の主張に対する審議が進められ、労働者側から次の金額及び発効日が提示され、使用者側から採決に応じるとの意向が示された。

### 【労働者側の提示】

「現行の岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金時間額985円から67円引上げ1,052円（引上げ率6.8%）を提示する。」

「発効日は令和8年2月1日を提示する。」

### 【結審】

労働者側の提示をもって採決の結果、金額及び発効日ともに賛成8人により全会一致で議決された。

- 2 その他
- 特になし。